



令和5年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料4

監査および行政処分について



☆ 監査の流れについて

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (4) 実地指導において確認した情報
- (5) その他必要があると認められる場合

→ 確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、

- ・ 報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命じる。
- ・ 出頭を求め、または事業所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。
- ・ 当該職員に関係者に対して質問、必要に応じ、当該事業所利用者からの聴取を行う。

☆ 監査後の措置

(1) 監査結果の通知等

「改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められる事項」

→後日文書により通知。原則として、監査結果通知日から30日以内に、改善状況報告書を提出。

(2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合

→「勧告，命令」，「指定の一部効力停止」 「指定の全部効力停止」
「指定の取り消し」の行政上の措置



☆ 虐待等による行政処分事例

・ 埼玉県的事例

サービス種別	就労支援施設
処分内容	指定の一部効力停止（新規利用者受入停止 6 ヶ月および報酬支払額 3 割減額 6 ヶ月）
処分理由	障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 2 号違反（人格尊重義務違反） および同条第 1 項第 10 号違反（障害福祉サービスに関する不当行為）
処分理由の詳細	長期間にわたり，利用者に対して性的虐待行為が行われた。

・ 群馬県的事例

サービス種別	就労支援施設
処分内容	指定の一部効力停止（新規利用者受入停止 6 ヶ月）
処分理由	障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 2 号違反（人格尊重義務違反） および同条第 1 項第 9 号違反（その他の法律違反）
処分理由の詳細	利用者に対して虐待行為が行われた。また，虐待を認識した際に市町村へ速やかに通報しなかった。

☆ 虐待等による行政処分事例

・北海道の事例

サービス種別 障害者支援施設

処分内容 指定の一部効力停止（新規利用者受入停止3ヶ月）

処分理由 障害者総合支援法第50条第1項第2号違反（人格尊重義務違反）および同条第1項第7号違反（虚偽の答弁等）

処分理由の詳細 虐待防止に係る勧告後も、従業者2名が日常的に利用者に対する身体的虐待を行っていた。監査時に虚偽答弁を行った。

サービス種別 障害者支援施設・生活介護

処分内容 指定の全部効力停止（1ヶ月）

処分理由 障害者総合支援法第50条第1項第4号違反（運営基準違反）および同条第1項第10号違反（著しく不当な行為）

処分理由の詳細 利用者にする不適切な介護が確認され、利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供が行われていなかった。また、虐待防止のための研修について、従業者に対し、定期的には実施されていなかった。

☆ 不正請求等による行政処分事例

・福岡県の事例

サービス種別	児童発達支援・放課後等デイサービス
処分内容	指定取り消し
処分理由	児童福祉法第21条の5の24第1項第5号違反（不正請求）、 同条第1項第8号違反（不正の手段による指定）および同条第1項 第10号違反（不正又は著しく不当な行為）
処分理由の詳細	人員配置基準を満たしていない期間があるにもかかわらず、 適正に配置していると思わせるため勤務表を改ざんし、 不正に障害児通所給付費および児童指導員加配加算を請求していた。 新規指定申請時に勤務予定者としていた職員が 勤務できなくなったにもかかわらず、変更申請を行わず、 職員不在のまま指定を受けた。 非常勤職員を常勤職員であると偽り、 加算要件を満たしているかのような虚偽の届出を行った。
不正請求額	約5,900万円（概算）

☆ 運営基準違反による行政処分事例

・ 札幌市の事例

サービス種別 共同生活援助

処分内容 指定の一部効力停止（報酬支払額の7割への制限6ヶ月）

処分理由 障害者総合支援法第50条第1項第5号違反（不正請求），
および同条第1項第10号違反（不正又は著しく不当な行為）

処分理由の詳細 個別支援計画を適正に作成，見直しを行わないまま
サービス提供をしていたにもかかわらず，
個別支援計画未作成減算を算定しないで訓練等給付費を
不正に請求。また，実地指導が実施されることを知り，
個別支援計画を未作成だったものについて日付を遡って
作成し，あたかも適正に作成していたかのように装い，
かつ，実地指導中2度にわたり個別支援計画を適正に作成していたと
虚偽の報告を行った。

返還額 29,319,817円（不正請求額20,942,878円 加算額8,376,939円）

まとめ

- 実地指導の際にもお話ししておりますが、自ら提供するサービスの質の評価を行うことで、基準に適さない事項がないか、確認を行うことができます。
- 上司や同僚に気軽に相談のできる、風通しのよい職場は相互チェックやサービスの内容確認に適した環境になります。

